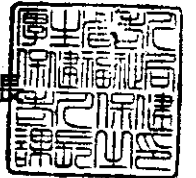


各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生省老人保健福祉局振興課長



老人保健課長



厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部改正等について

標記については、本日、「厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法」（平成12年2月厚生省告示第27号）の一部改正が別紙のとおり公布され、平成13年1月1日から適用されることとなったところである。

改正の内容等は、次のとおりであるので、貴都道府県内市町村及び関係団体等への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきよう御配意願いたい。

記

1. 改正の趣旨及び内容

近い将来、特別養護老人ホーム本体に入所することが見込まれる者がその家族が急遽入院したことにより在宅における生活を継続することが困難となった場合など、要介護者の事情を勘案して施設入所を認めることが適当と認められる者に対しては、特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）が満床であって、当該特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所（以下「併設事業所」という。）に空床がある場合に限り、特別養護老人ホームの入所定員の5/100（端数が生じた場合には、小数点以下を切り捨てるものとする。）を限度として併設事業所のベッドを利用して指定介護福祉施設サービスを提供すること（以下「特例利用」という。）を可能とし、このことにより生じる指定介護老人福祉施設の入所定員の超過については、介護福祉施設サービス費の算定上、減算の対象としないこととするものである。

なお、特例利用を行った場合の指定介護老人福祉施設及び併設事業所における介護報酬の減算の取扱いについては、別添のとおり。

2. 指定基準における取扱い

(1) 人員基準の取扱い

特別養護老人ホームと併設事業所における生活相談員、介護職員及び看護職員の員数については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「居宅サービス通知」という。）において示すとおりであり、特例利用の場合にも特段の変更はないものである。

併設事業所の従業者の員数を算定する際に用いる利用者数の「前年度の平均値」は、前年度の全利用者数の延数を当該前年度の日数で除して得た数をもって算出されるが、特例利用の対象者（以下「特例利用者」という。）についてはこれに含めず、指定介護老人福祉施設の入所者として算定するものとする。

(2) 定員の取扱い

居宅サービス通知において、指定短期入所生活介護事業所の利用定員は指定短期入所生活介護事業所の事業の専用の居室のベッド数と同数とすることとされているが、特例利用の場合にあっては、当該専用の居室のベッドを指定短期入所生活介護事業所の事業以外に利用することを例外的に認めるものであり、特例利用によって、併設事業所の利用定員及び指定介護老人福祉施設の入所定員の変更を行う必要はない。

ただし、特例利用の実施中においては、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第138条第2号にいう「利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者」とは、特例利用者数と併設事業所における指定短期入所生活介護の利用者数とを合計した場合に、併設事業所の利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数をいうものである。新規の利用申込に応じることにより、利用定員を超えることとなる場合には、正当な理由があるものとしてサービス提供を拒否できるものである。

(3) 指定介護老人福祉施設に空床が発生した場合の取扱い

特例利用は、要介護者の事情を勘案して、あくまで例外的に併設事業所の事業の専用の居室のベッドを利用して指定介護福祉施設サービスを提供することを認めるものであり、当該特例利用対象者は、近い将来、特別養護老人ホーム本体に入所することが見込まれる者であることから、特例利用の実施中に指定介護老人福祉施設に空床が発生した場合は、特例利用者を速やかに指定介護老人福祉施設に移すことが必要である。

<特例利用に係る介護報酬における減算(定員超過部分)の取扱い>

特別養護老人ホーム入所定員	50名	} の場合
	(本事例における特例利用者の上 限は2名となる)	
	($50 \times 5/100 = 2.5 \rightarrow 2$ 人(切り捨て後))	
併設短期入所生活介護事業所利用定員	10名	

ケース1

<併設事業所>

特別養護老人ホーム本体入所者	特別利用者	短期入所生活介護利用者
50名	2名	10人

→ 月平均の利用者によって、ケース1のような状況になった場合は、特例利用者数は特別養護老人ホームの入所定員の5/100以内であるが、併設事業所は定員超過となるので、短期入所生活介護利用者の短期入所生活介護費について、70/100減算を適用する。

ケース2

<併設事業所>

特別養護老人ホーム本体入所者	特別利用者	短期入所生活介護利用者
50名	4人	6人

→ 月平均の利用者によって、ケース2のような状況になった場合は、併設事業所は定員超過とならないが、特例利用者は特別養護老人ホームの入所定員の5/100を超えるので、特例利用者+特別養護老人ホーム本体入所者分の介護福祉施設サービス費について、70/100減算を適用する。

ケース3

<併設事業所>

特別養護老人ホーム本体入所者	特別利用者	短期入所生活介護利用者
50名	4人	10人

→ 月平均の利用者によって、ケース3のような状況になった場合は、特例利用者が特別養護老人ホームの入所定員の5/100を超え、かつ、併設事業所も定員超過となるので、特例入所者+特別養護老人ホーム本体入所者分の介護福祉施設サービス費について、70/100減算を適用するとともに、短期入所生活介護利用者の短期入所生活介護費について、70/100減算を適用する。

○厚生省告示第三百五十九号

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に
関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一
号）の規定に基づき、厚生大臣が定める利用者等
の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通
所介護費等の算定方法（平成十二年二月厚生省告
示第二十七号）の一部を次のように改正し、平成
十三年一月一日から適用する。

平成十二年十一月二十一日

厚生大臣 津島 雄二

第七号イの表厚生大臣が定める入所者の数の基
準欄中「やむを得ず」を「」に、「場合にあつて
は、入所定員の」を「」が、やむを得ない場合
にあつては入所定員の」に改め、「得た数」の下に
「を、当該介護老人福祉施設に併設される指定短
期入所生活介護事業所の施設を利用して介護福祉
施設サービスを提供することにより、入所定員を
超えることが、要介護被保険者の緊急その他の事
情を勘案してやむを得ない場合にあつては入所定
員の数に百分の百五を乗じて得た数」を加える。